

委託業務特記仕様書（令和6年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

- 第5条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。
- なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第6条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
- (1) ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

- (2) マンデー・ノーペリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（業務スケジュール管理表）

第7条 本業務は、円滑な業務の実施と品質の向上を図るために、受発注者の役割分担の明確化と懸案事項や業務スケジュールを共有する、業務スケジュール管理表を作成しなければならない。

- 2 受注者は、業務スケジュール管理表を初回打合せ後速やかに提出するものとし、中間打合せ時等、必要に応じて修正をするものとする。

（Web会議【発注者指定型】）

第8条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（Web検査【発注者指定型】）

第9条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web検査実施要領」を適用する。

- 2 Web検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web検査実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】）

第10条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。

- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

第11条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県CALS/EC <https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

（CIM活用業務【受注者希望型】）

第12条 本業務は、C I M (Construction Information Modeling, Management) を活用し、建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を目的とした「C I M活用業務(受注者希望型)」の対象業務であり、別に定める「C I M活用業務試行要領」を適用する。

2 受注者は、C I M活用業務の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

C I M活用業務試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7238626/>

(重点調査)

第13条 重点調査とは、設計金額が2000万円以上の土木関係建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務において、落札価格(入札書記載金額に1.10を乗じ一円未満の端数を切り捨てた額。)が、設計金額(消費税及び地方消費税を含む。)に10分の6を乗じた額(千円未満の端数は切り捨てるものとする。)を下回る業務に対し、成果品の品質確保を目的に、重点的に行う確認及び聞き取り調査のことをいう。

2 重点調査対象となった業務(以下「重点調査業務」という。)について、受注者は、その業務価格の積算根拠等について記載した「重点調査回答書(別記様式「業務計画書」を含む。)」(様式第1号)を作成し、契約締結後土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に監督員に提出しなければならない。

3 受注者は、前項に規定する書類について監督員から説明を求められたときは、これに応じなければならない。

4 重点調査業務の受注者は、業務計画書に業務体制について直接的に関わる担当者(作業員を含む。)まで記載するものとする。

5 重点調査業務の受注者は、業務を履行するにあたり、業務履行中の全ての協議及び立会時には、管理技術者が出席(臨場)し、説明又は協議をしなければならない。ただし、着手時打合せ及び業務完了時の成果品の受け渡しにおいては、管理技術者及び照査技術者が出席しなければならない。

(本業務の特記仕様事項)

第14条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

R 6 阿土 福井川 阿南・福井 樋門詳細設計業務

特記仕様書

- 摘要

本特記仕様書は、徳島県が実施する「R 6 阿土 福井川 阿南・福井 樋門詳細設計業務」に適用する。

本特記仕様書に定めのない事項については、準拠図書に基づき実施しなければならない。

- 業務概要

本業務は、二級河川福井川右岸（2k/300 付近）において、堤防計画に基づき、樋門詳細設計を実施するものである。

なお、樋門諸元は以下を想定しているが、設計により変更が生じた場合は変更の対象とする。

【樋門諸元】

樋門断面：B1.5m×H2.0m×1 連

樋管長：L=15.4m 程度

基礎形式：剛支持直接基礎

ゲート形式：バランスウェイト式フラップゲート

- 業務内容

- 樋門詳細設計

- 設計計画

業務着手に先立ち、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容の確認を行うものとする。また、業務内容を確認し、人員、工程等を検討し、業務計画書の作成を行うものとする。

- 現地踏査

受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、現況施設の状況、予定地周辺の河川の状況、近接構造物及び土地利用状況等を把握し、合わせて施工の観点から現地状況を

把握し、整理するものとする。

- 基本事項の決定

受注者は、既存資料や設計図書及び指示事項等に基づき、詳細設計で決定する事項を整理し、施設、配置計画、断面、基礎地盤の沈下・変位量、函材及び函軸構造形式、スパン割等を検討するものとする。

- 構造設計

- 設計条件の確認

受注者は、構造設計に必要な、設計条件、荷重条件、自然・地盤条件、施工条件等の必用項目を設定する。

- 基礎工

受注者は、基荷重条件、函体構造形式等に基づき基礎地盤の沈下を考慮した「弾性床上の梁」の解析等により、相対沈下量、地盤の降伏変位量等について照査し、函体構造及び地盤改良工や地盤処理工の仕様を検討する。

- 本体工

受注者は、躯体、門柱・操作台、胸壁、翼壁、護床工等について検討し、安定計算、構造計算を行い、構造詳細図、配筋図等を作成する。

- ゲート工

受注者は、荷重、設計条件に基づき、構造計算を行い、一般図を作成するものとする。なお、当樋門については、バランスウェイト式フラップゲートを想定している。

- 取合い護岸及び土工等の設計

受注者は、周辺護岸及び根固め工等について検討し、必要に応じて安定計算、構造計算を行い、構造詳細図等を作成するものとする。また、掘削、盛土及び埋戻等の土工図を作成するものとする。

- 耐震設計

当樋門については、レベル2地震動に対する耐震性能照査を行うものとする。

- 施工計画・仮設構造物設計

- 施工計画

受注者は、当該工事で必要となる迂回路計画、掘削計画及びそれに伴う仮締切の構造・撤去等の工事の順序と施工方法を検討し、最適な施工計画案を策定するものとする。

- 仮設構造物設計

受注者は、施工計画により必要となる仮設構造物（仮締切、仮排水路、工事用道路及び山留工等）の規模、構造諸元を近接構造物への影響も考慮して、水理計算、安定計算及び構造計算により決定し、仮設計画を策定するものとする。

- 数量計算

受注者は、徳島県設計業務等共通仕様書第 1211 条設計業務の成果（4）に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

- 照査

照査技術者は、徳島県設計業務等共通仕様書第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき照査を行い、管理技術者に提出するものとする。

- 報告書作成

受注者は、業務の成果として、徳島県設計業務等共通仕様第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

- 打合せ協議

打合せ対面の回数は、①業務着手時、②中間打合せ（2回）、③成果物納入時の計4回とする。

- 成果品

成果品は以下のとおりとする。

報告書（電子データ） : 2部（CD-R等）

報告書（A4版） : 1部（ワープロ製本）